

〈東京土建〉**どけん火災共済・地震共済申込書**（兼 口座振替依頼書）

私は、どけん火災共済・どけん地震共済の重要事項説明を了承し、下記の通り申込みます。

組 合 員 自 署 欄	支部No.	分会No.	組 合 員 No.					支 部 名	申 込 区 分			
									☐ 新規	☐ 更新	☐ 変更	☐ 解約
申 込 日	西 暦		年		月		日	生 年 月 日	現 住 所			
組 合 員 氏 名	フリ ガナ							西暦・大正 昭和・平成	〒	TEL		
						年 月 日						

物件番号		物件名義人		続柄		物件住所									
		(〇) 才		☐ 本 人 ☐ 配偶者等 ☐ 子 ☐ 父 ☐ 母 ☐ 他 (〇)		〒 TEL									
共 済 目 的		建物用途		延床面積		発効日(西暦)		住宅		家財		合計		共 済 掛 金	
☐ 自家 ☐ 借家 (借りている・家財のみ) ☐ 貸家※ (貸している・住宅のみ) ☐ 別棟・別荘※ ☐ 新築・増築(住宅のみ)※ ☐ 作業場(住宅のみ)※ ☐ 事務所(住宅のみ)※ ※添付書類があります。		☐ 専用住宅 ☐ 併用住宅 ★用途別に 面積を記入		居住部分 坪 (m ²) 作業場 坪 (m ²) 事務所 坪 (m ²) ----- 合計 坪 (m ²)		火 災 月 日 年		口 口		口 口		★(50口以上)		円	
						地 震 月 日 年		★(上限200口)		★(上限40口)		★(40口以上)		円	
				合計 坪 (m ²)		満 期 日 (西 暦)		建 物 区 分		口 口		口 口		円	
		質 権 設 定		居 住 者 数 (本 人 含 む)		年		☐ 木造等 ☐ 鉄筋						円	
		☐ する		人		月 末 日		★鉄骨の場合は耐火確認が必要						円	
支 部 入 金 日		年 月 日		返 金 の 場 合 の み 記 入		☐ 支部 ☐ 登録済口座		取 扱 者							

《支部と本人控え用はコピーをおとりください。》

保障額に変更のない手続き(物件名義人・居住者数・居住面積・住居表示)については、申込書の控え(コピー)を以って、変更手続き完了とさせていただきます。

預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書 **収加**

支部番号	組 合 員 番 号 (右 づ め)			
組 合 員 氏 名				
委 託 者 名	東京土建一般労働組合どけん共済会			
料金等の種類	共済掛金等	委託者コード 002266		
代金回収受託会社	みずほファクター株式会社			

私は、左記団体から請求された金額を私名義の下記預金口座から預金口座振替によって支払うことにしたいので下記預金口座振替規定を承認の上、依頼します。（自動払込みの場合を除く）
ゆうちょ銀行をご指定の場合は自動払込み規定が適用されます。

金融機関提出用

- 預金口座振替規定 ————— (ゆうちょ銀行を除く)
- 銀行（金庫・組合）に請求書が送付されたときは、私に通知することなく請求書記載金額を指定された日（当日が休業日の場合は翌営業日）に預金口座から引落しのうえお支払いください。この場合、預金規定または、当座勘定規定にかかわらず、預金通帳、同払戻請求書の提出または小切手の提出はいたしません。
 - 振替日において請求書記載金額が預金口座から払戻しことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む。）をこえるときは、私に通知することなく、請求書を返却してもさしつかえありません。
 - この契約を解約するときは、私から銀行（金庫・組合）に書面により届出ます。なお、この届出がないまま長期間に渡りどけん共済会から請求がない場合等相当の事由があるときは、とくに申出をしないかぎり、銀行（金庫・組合）はこの契約が終了したものとして取扱ってさしつかえありません。
 - この預金口座振替についてかりに紛議が生じても銀行（金庫・組合）の責めによる場合を除き、銀行（金庫・組合）には迷惑をかけません。

金融機関使用欄

検印	印鑑照合	受付印

不 備 返 却 事 由	1. 預金取引なし	3. 印鑑相違
	2. 記載事項相違 (店名・預金種目、 口座番号・口座名義 備考)	4. その他 (〇) (〇)

振替日・払込日 26日
(金融機関休業日の場合は翌営業日)

**金融機関お届け印を
押印して下さい。**
(訂正箇所にも押印が必要です)

払 込 先 口 座 番 号
00130-1-14403
払 込 先 加 入 者 名
みずほファクター 株 式 会 社

預 金 口 座 (ゆ ー ち ょ 銀 行 除 く)	銀行・組合 金庫・農協		店 出張所	金融機関コード	支店コード
	預金 種目	総合(普通) ・ 当座	口 座 番 号	右づめでご記入下さい。	
口 座 名 義 人	フリ ガナ 氏名	お届け印			

ゆ う ち ょ 銀 行	種 目 コード	契約種別コード				記号(6桁目がある場合は※欄にご記入下さい)				番号(右からつめてご記入下さい)			
	1 6 6 3 0 1 0					※							
口 座 名 義 人	フリ ガナ 氏名	お届け印											

5組合の仲間で作る助け合いの「自主共済」

どけん火災共済

ぜひあなたも
ご加入ください



火災なら **最高6,000万円** + **臨時費用15%** (上限200万円)

自然災害なら **最高450万円** + **臨時費用15%**

- 火災共済の加入で、火災以外の自然災害や第三者加害行為・落雷・漏水なども幅広く保障。
- 66%以上の焼損で全焼扱いになります。
- 組合員の声を反映し自然災害での付属物の損害も5万円を上限に給付算定に加えます。

+ オプション

どけん地震共済

地震が原因の火災被害は地震共済
での保障となります。万が一に備え、
地震共済にも加入しましょう。

中古住宅もOK!

築年数を問わずご希望の保障額で加入できます



最高 **1,200万円**

損保には
ない制度

どけん地震共済ならではの仮払い制度

地震共済は自治体からの罹災証明にもとづき給付します。大規模震災などで罹災証明書の発行が遅れている場合でも一定額の仮払金を支払います。

- 再共済として海外の保険マーケットにリスクを分散しているため大規模震災にも対応した安心運営です。2026年10月からの新料金改定にご理解をおねがいします。

火災共済・地震共済重要事項

【被害に遭われたら】
加入物件が被害に遭われたら、すぐに所属の支部またはどけん共済会へご連絡ください。現場調査時に被害状況が確認できない場合(修理済など)は、給付できませんので、ご注意ください。
また、共済金の請求期限は、事由発生日から1年です。
【給付対象とならないもの】
建物内に収容されていない家財・美術品・貴重品・通貨・記録物等、商品、植物・生き物、125ccをこえる自動車、商品・什器・事業用の家財、盗難されたもの、その他規定細則による。
【鉄筋・木造等の区分】
鉄筋コンクリートの建物は「鉄筋」、それ以外の鉄骨または木造の建物は「木造等」の区分となります。鉄骨住宅で1時間以上の耐火建築物であることを公的な書面で確認できる建物は「鉄筋」として加入できます。建物区分を誤って加入していた場合、給付金が半分にすることがありますのでご注意ください。
【組合脱退に伴う取扱い】
組合脱退後は、火災共済、地震共済とも契約更新はできません。(直近の満期までは契約を継続できます。)
【通知義務】
契約物件が空き家になった場合や、使用状況・所有者が変わった場合などは、その時点で届け出が必要です。届け出がされずに被害に遭った場合、給付できませんのでご注意ください。
【他の保険や共済に加入されている方へ】
どけん火災共済及び地震共済は、労働組合の自主的な共済として仲間の助け合いを目的に運営・給付をおこないます。しかし、それにより、他保険等では給付されない場合がありますのでご注意ください。
【個人情報の取扱いに関する説明事項】
1 契約に関する個人情報は、共済契約の引受判断・履行(共済金の支払い等)及び、各種サービス、他の共済制度等の案内のために利用します。
2 契約の引受判断・履行(共済金の支払い等)に必要な範囲において、また共済制度の健全な運営確保と不正請求防止のため契約内容、事故内容、共済金請求に係る個人情報(組合役員・書記局(本部・支部など)及び「第三者」)に提供することがあります。
上記「第三者」とは、共済事故の関係者、共済団体・損害保険会社、共済事故損害調査会社、修理業者、金融機関、医療機関、官公庁等をいいます。

※詳細は、加入証書に同封する「火災共済・地震共済のしおり」をご覧ください。
お問い合わせは所属支部または東京土建どけん共済会 ☎03-5332-3975

ど
け
ん
共
済
会
W
e
b
サ
イ
ト



今すぐ
チェック!



火災共済



地震共済



東京土建

神奈川土建

埼玉土建

京建労

千葉土建



必要な保障を必要なだけ。どけんの安心。

どけん火災共済

- 1口あたりの保障額は10万円!
- 合計50口〜希望の口数で加入できます



地震が原因の火災は、地震共済の保障対象です!

どけん地震共済

- 1口あたりの保障額は5万円!
- 合計40口〜火災の加入口数の範囲内で自由に設定できます

住宅

- 持ち家を他人に貸している
- 元請負人として新築・増築中
- 事務所・作業場

住宅+家財

- 持ち家に住んでいる
- 別棟・別荘
- ※家財だけでも加入できます

家財

- 借家(賃貸住宅)に住んでいる

住宅の加入基準

(木造等1口60円・鉄筋1口30円)

※1つの建物で400口をこえる加入はできません

居住面積	加入限度	最大保障額	年掛金	
			木造等	鉄筋
20坪	160口	1,600万円	9,600円	4,800円
30坪	240口	2,400万円	14,400円	7,200円
40坪	320口	3,200万円	19,200円	9,600円
50坪以上	400口	4,000万円	24,000円	12,000円

※「作業場」坪×4口かつ200口まで

家財の加入上限と最大保障額

※別棟・別荘は100口が限度。複数物件に加入する場合、一世帯の合計は400口が限度。

契約者の年齢	居住者数				
	1人	2人	3人	4人	5人以上
29歳以下	50口 (500万円)	80口 (800万円)	90口 (900万円)	100口 (1,000万円)	140口 (1,400万円)
30〜39歳	60口 (600万円)	150口 (1,500万円)	160口 (1,600万円)	180口 (1,800万円)	200口 (2,000万円)
40〜49歳	90口 (900万円)	200口 (2,000万円)	200口 (2,000万円)	200口 (2,000万円)	200口 (2,000万円)
50歳以上	100口 (1,000万円)	200口 (2,000万円)	200口 (2,000万円)	200口 (2,000万円)	200口 (2,000万円)

()内の金額は最大保障額 ※電気製品のための落雷被害には家財への加入が必要です。

地震共済	年掛金(2026年10月改定)		支給区分(1口あたりの共済金)と最高保障額					
	木造等 190円	鉄筋 115円	全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部壊
加入口数 (住宅+家財)			50,000円	25,000円	15,000円		1,500円	
40口	7,600円	4,600円	200万円	100万円	60万円		6万円	
100口	19,000円	11,500円	500万円	250万円	150万円		15万円	
240口	45,600円	27,600円	1,200万円	600万円	360万円		36万円	

※地震共済における損害の程度の確定は、地方自治体が発行する罹災証明書の記載内容によります。

	自家	借家
加入上限 最大保障額	火災口数かつ 240口 まで (最大1,200万円保障)	40口 (最大200万円保障)

- 契約者は組合員本人に限ります。
- 主たる居住地(自家・借家)のみ加入できます。
- 1物件1契約のみ。(複数の組合員で火災共済の契約をわけて加入している場合でも、地震共済に加入できるのは1契約のみです)
- 口座の登録が必要です。
- 自主共済のため所得税等の控除対象となりません。
- 甚大な被害により支払共済金の総額が30億円を超える場合は、契約口数に応じた減額給付になります。

どけん火災共済の保障

火災等共済金

おすすめポイント

- 築年数を問わず加入でき古い家も安心!
- 全焼判定基準が有利!



被害の程度	焼破損割合	支払い額
全焼	66%以上	契約共済金の全額
その他	66%未満	実損

さらに 臨時費用 最高200万円限度 左記お支払額の15%

※電器製品のための落雷被害は臨時費用を含め30万円が給付限度です。

共済目的	加入上限		提出書類		地震加入
	住宅(建物)	家財	添付書類	写真	
自家 持ち家/分譲マンション	坪×8口 上限400口	別表の通り 上限200口	—	—	○
借家 賃貸マンション/アパート	加入対象外 (家財のみ)				
別棟・別荘	坪×8口 上限100口	別表の通り 上限100口	申告書	外観・四方向	×
【別棟・別荘】組合員の2親等以内の親族が居住。または月1回以上使用しているか、管理会社に管理委託している。 【自家】【別棟・別荘】に併設された建設業専用の事務所(店舗)・作業場が20坪未満かつ居住部分より小さい場合、「併用住宅」として加入可。					
貸家 組合員等が所有し、居住用に貸している	坪×8口 上限400口	対象外	確認書	—	×
新築・増築 組合員個人が元請負人となり建築している	坪×8口 上限400口		申告書		
事務所	坪×8口 上限200口				
作業場 木造等1口100円・鉄筋50円	坪×4口 上限200口			外観・基礎 内部 四方向	
【事務所】【作業場】 加入条件	●組合員と2親等以内の親族が個人で所有している物件であること(他人から借りている物件は対象外) ●建設業の事業所で常時使用従業員が事務所10人未満、作業場5人未満・動力設備 50kw未満かつ電力設備10kw未満 ●建物の構造は、基礎、外壁、柱、屋根の全てを備えている(プレハブ構造は不可)かつ4面が外壁や扉で囲まれている ●爆発物(LPG・アセチレンなど)危険物(有機溶剤・塗料)などは関係法令に従い消防署へ届出などを行っていること				

自然災害共済金

2027年4月〜
掛け金そのまま給付限度額がUP

暴風雨、旋風、突風、台風、高潮、高波、洪水、なが雨、豪雨、雪崩、降雪、降ひょうによる損害

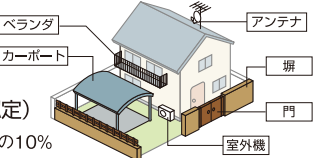
給付区分	損害の程度	1口当たりの認定額	給付限度額
全壊・流失	破損割合50%以上	45,000円	450万円→600万円
大規模半壊	破損割合40%以上	25,000円	250万円→330万円
中規模半壊	破損割合30%以上	20,000円	200万円→260万円
半壊	破損割合20%以上	15,000円	150万円→200万円
準半壊	破損割合10%以上	10,000円	100万円→130万円
部分壊1級	破損割合10%未満 損害額100万円以上	4,000円	52万円→70万円
部分壊2級	破損割合10%未満 損害額50万円以上	2,000円	26万円→35万円
部分壊3級	破損割合10%未満 損害額20万円以上	1,000円	13万円→18万円
部分壊4級	破損割合10%未満 損害額20万円未満	500円	6.5万円→9万円
床上浸水	破損割合10%未満 の床上浸水	1,000円	20万円(現行通り)
床下浸水	消毒または汚泥の 除去を実施したもの	500円	2万円(現行通り)

自然災害時

住宅の付属物
にも上限5万円

(住宅の加入がない場合は家財の口数で認定)

※火災等が原因の損害の場合は住宅契約共済金の10%



諸費用共済金

持ち出し 家財	旅行等で一時的に持ち出し家財が火災等で損害を受けたとき。(日本国内に限る) (自然災害の被害は対象外)	契約額の20% かつ上限100万円
失火 見舞費用	加入者が火災・破裂・爆発により第三者に損害を与え見舞金を支払ったとき。臭気の付着、放火が原因の場合は対象外。	契約額の20% (1世帯40万円) かつ上限100万円
漏水 見舞費用	給排水設備等の突発的な事故で、加入者が第三者に水もれ損害を与え、見舞金を支払ったとき。 (老朽化の場合は対象外)	契約額の20% (1世帯15万円) かつ上限50万円
修理費用	賃借人である加入者の過失により火災等やまたは自然災害等の損害を生じ、賃貸借契約に基づき修理したとき。	契約額の20% かつ上限100万円
住宅 災害死亡	火災等や自然災害等にもない、加入者または同居の親族が死亡した場合。	加入者2万円 親族1人1万円
風呂の 空焚き	風呂釜および浴槽に、空だきによる損害が生じたとき。 風呂釜のみ2万円・風呂釜と浴槽5万円。	構造上付帯設備 工事が必要な 場合は30万円
地震災害 見舞金	自治体の「罹災証明」による。付属物は対象外。主たる居住地のみ対象。	住宅5〜100万円 家財3〜20万円

計算してみましょう

ご希望の保障額をもとにお見積りします。各支部にお問い合わせください。

火災共済

●契約の発効は、入金日の翌日以降です。

住宅	+	家財	=	合計	×	木造等 60円 (作業場は100円) 鉄筋 30円 (作業場は50円)	=	年掛金
●10口以上		●10口以上		●50口以上				円

地震共済

●契約の発効は、入金日の翌月1日以降です。

住宅	+	家財	=	合計	×	木造等 190円 鉄筋 115円	=	年掛金
●10口以上 ●上限200口		●10口以上 ●上限40口		●40口以上				円

火災共済	木造	鉄筋
年掛金	60円	30円
短期	増・減口	5円 2.5円
	解約	5円 2.5円

地震共済	木造	鉄筋
年掛金	190円	115円
短期	増・減口	16円 10円
	解約	15円 9円

●住宅家財分けて加入しますが、給付の際は合計口数に対し、罹災証明に応じて給付します。 ●家財のみの給付申請にも罹災証明書が必要となります。